

高松市監査委員告示第21号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告等を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成18年8月16日

高松市監査委員 北原和夫  
同 吉田正己  
同 住谷幸伸  
同 伏見正範

平成18年度定期監査結果報告等について

第1 企画財政部・出納室定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成17年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
企 画 財政部	企 画 課 (行政改革推進室) (合併推進室) 財 政 課 納 税 課 市 民 税 課 資 産 税 課 財 産 活 用 課 (公有財産管理室)	平成18年4月21 日から同年7月5日 まで
出 納 室	平成17年度の事 務の執行および財 務に関する事務の 執行	

(2) 監査の方法

平成17年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 市内出張命令の事務処理を適正にすべきもの

市内出張をする場合には、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定に基づき市内出張命令簿による決裁を受けなければならないが、所属長の押印がされていないもの、また、市外出張にもかかわらず市内出張命令簿で事務処理されているものが見受けられたので、今後は、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

（納税課・資産税課）

イ 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理

しなければならないが、行政改革推進室の休日勤務・時間外勤務命令簿では、時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものおよび時間数の記載がないもの、財政課の同命令簿では、確認者以外の職員が時間外勤務の確認印を押印しているもの、納税課の同命令簿では、支給割合および時間数の認定を誤っているものならびに時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないもの、市民税課の同命令簿では、支給割合および時間数の認定を誤っているものならびに時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないもの、資産税課の同命令簿では、支給割合および時間数の認定を誤っているもの、確認者以外の職員が時間外勤務の確認印を押印しているもの、所属長の押印がされていないものならびに時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(行政改革推進室、財政課、納税課、市民税課、資産税課)

ウ 週休日の勤務命令・振替(割振り変更)簿および休日の勤務命令・代休日等指定簿を作成すべきもの

週休日の振替および休日の代休日の指定については、週休日の振替等および休日の代休制度等取扱要領に基づき事務処理しなければならないが、週休日の勤務命令・振替(割振り変更)簿および休日の勤務命令・代休日等指定簿を作成しないまま、週休日の振替および休日の代休日の指定を行っていたので、今後は、これらの規定に基づき、振替簿等を作成し、適正に事務処理されたい。

(市民税課)

エ 前金払の根拠および理由を明記すべきもの

前金払することができる経費は高松市会計規則第81条第1項に列挙されており、同項第3号の「前金で支払をしなければ契約しがたい請負」の場合には、前金払をすることができる根拠および前金で支払をしなければならない理由を決裁に明記しなければならないにもかかわらず、有線放送電話使用料の支出負担行為何決裁には、その根拠および理由が明記されていないので、今後、同様の支払をす

る場合は、前金払をすることができる根拠およびその理由を決裁に明記されたい。

(財産活用課)

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなければならないが、企画課の休日勤務・時間外勤務命令簿では、支給割合を誤っているもの、時間数の記載がないものおよび時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(イ) 措置された内容

休日勤務・時間外勤務命令簿での支給割合を誤っているものについては、平成18年2月の月例報告書を訂正し、差額について、平成18年7月に支給するようにした。

また、時間数の記載がないもの、時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものについては、取扱要領等で定める手順等について、関係職員に周知、確認を行い適正な事務処理を行うこととした。

(企画課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 今回の監査で付した監査委員の意見

ア 業務委託契約の見積徴取について

高松市庁舎設備運転管理業務委託の見積徴取では、見積金額に係る消費税および地方消費税の取扱いを明確に示さないまま、見積徴取を行った結果、消費税および地方消費税込みの見積金額ならびに消費税および地方消費税抜きの見積金額で、競争見積合せを行い、

また、高松市有施設における石綿含有検査および大気中の濃度測定業務委託の見積徴取では、「消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること」と通知しているにもかかわらず、消費税および地方消費税込みの見積金額で、競争見積合せを行うなど、契約事務処理上、適正性に疑義を生じかねないものが見受けられた。今後、同種の契約事務を執行する場合で、見積徴取を実施するときは、見積業者に対し見積金額に係る消費税および地方消費税の取扱いを明確に示すなど見積内容の周知徹底を行い、見積徴取手続が適正なものとなるよう事務処理方法を見直されたい。

(財産活用課)

(2) 今回の監査で付した監査委員の意見およびそれに対する措置内容

ア ホームページの充実について

(ア) 監査で付した意見

平成17年度予算の執行方針について(依命通達)の第1項基本的事項第11号では、事務事業については、ホームページなどの媒体を通じて、適時・適切かつ効果的に周知することとされている。しかしながら、市ホームページの企画課のWebサイトには、本市で開催された全国都市問題会議の案内文のみが開催終了後も掲載されており、また、平成13年度の高松まちづくりゼミナール事業についての報告書を掲載したまま、それ以降のものが掲載されておらず、ホームページによる積極的な市民への周知がなされていない事例が見受けられた。今後は、補助事業を始め、企画課が行っている事務事業を広く市民に周知する手段の一つとして、ホームページの内容の整備・充実にも積極的に取り組まされたい。

(イ) 措置された内容

ホームページの適時適切な更新については、第67回全国都市問題会議の開催案内など不要となった情報を削除するとともに、

「一体感醸成イベント」や「巡回ふれあいバスツアー」など新しい情報を掲載し、適時・適切かつ効果的な情報の更新に努めることとした。

(企画課)

## 第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

### 1 履行遅延による遅延利息を適正にすべきもの

#### (1) 改善を要する事項

高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内に義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合を乗じて得た額を遅延利息として徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、保留地（抽選・先着順）広告用立看板製作業務委託に係る請書および保留地広告用のぼり製作業務委託に係る請書については、遅延利息を付して履行期間を延長することができる旨を定めているものの、遅延利息の率が約定されていないので、今後は、同規定に基づく遅延利息の率を約定されたい。

#### (2) 措置された内容（措置通知日 平成18年5月22日）

履行遅延による遅延利息については、当該監査後、直ちに職員に対し周知徹底を図り、平成18年度から、請書の内容に適正な遅延利息の率を約定した。

(都市開発部太田第二土地区画整理事務所)

### 2 起案に係る事務処理を適正にすべきもの

#### (1) 改善を要する事項

高松市文書規程第15条では、起案は、事案の件名、起案理由等を統合文書管理システムに登録し、同システムから出力された起案用紙を用いて行わなければならないと規定しているが、太田第二街路築造工事（101工区）の実施に伴う見積徴取伺決裁で、従前の起案用紙を使用していることから、今後は、同規定に基づき、必要事項を同システムに登録するなど、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年5月22日）

起案文書の事務処理については、当該監査後、直ちに職員に対し、高松市文書規程に基づいた新しいシステムによる事務処理を行うよう周知徹底を図り、起案文書を改めた。

（都市開発部太田第二土地区画整理事務所）

3 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務は、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき事務処理すべきであるが、秘書課の休日勤務・時間外勤務命令簿では、支給割合および時間数の認定を誤っているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年6月2日）

休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理については、平成18年5月31日付けで適正な内容に訂正した。

（総務部秘書課）

4 見積徴取伺決裁等の事務処理を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

リサイクルプラザ設置リサイクル情報表示パソコンシステム賃貸借および河川等ダイオキシン類検査業務委託の見積徴取伺決裁において、随意契約の根拠規定を誤って記載しているものなどが見受けられた。

今後、これらの契約事務を執行するに当たっては、決裁に正当な根拠規定等を明記するなど、地方自治法施行令その他の関係諸規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年6月9日）

リサイクルプラザ設置リサイクル情報表示パソコンシステム賃貸借については、平成17年度から、随意契約の根拠および連帯保証人の根拠

規定を正しいものとし、適正な事務処理に改めた。

また、ダイオキシン類検査業務委託については、平成16年度から、随意契約の根拠および連帯保証人の根拠規定を正しいものとし、適正な事務処理に改めた。

(環境部環境保全課)

## 5 業務委託契約等の仕様書を適正に作成すべきもの

### (1) 改善を要する事項

海水採取用船借上に伴う見積徴取伺等の決裁には、仕様書が添付されていないものが見受けられた。

今後、これらの契約を締結しようとする場合には、高松市契約規則第18条第2項の規定等に基づき、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、適正な仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

### (2) 措置された内容(措置通知日 平成18年6月9日)

海水採取用船借上については、平成16年度から、仕様書や仕様内容を示した図面その他関係書類を添付し、適正な事務処理に改めた。

(環境部環境保全課)

## 6 電子計算機器等賃貸借契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

### (1) 改善を要する事項

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成15年4月1日から、年8.25パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず、リサイクルプラザ設置リサイクル情報表示パソコンシステム賃借に係る電子計算機器等賃貸借契約書の条項のうち、延滞金の条項の利率が変更前のもので約定されているので、今後、契約をしようとする場合は、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

### (2) 措置された内容(措置通知日 平成18年6月9日)

電子計算機器賃貸借契約については、平成17年度から遅延利息を適正な利率で約定した。



## 7 高松市生ごみ処理機等購入補助金交付事務を適正にすべきもの

### (1) 改善を要する事項

高松市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第7条では、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に、当該処理機の購入者、購入日、商品名、購入金額および販売店を確認することができる領収書などの書類を添えて提出しなければならないと規定しているが、実際の補助金交付事務では、購入者が明記されていないレシートの写しが添付された申請書を適正なものとして受け付け、購入者の確認が行われないうまま事務処理されているので、今後、同補助金を交付しようとする場合は、同規定に基づき、補助金交付申請書には、あて名の記載された領収書その他の購入者が確認できる書類を添付させ、購入者の確認を行うなど、適正な事務処理に改められたい。

### (2) 措置された内容(措置通知日 平成18年6月9日)

生ごみ処理機等購入補助金交付事務については、平成16年8月18日付けで、交付申請書に当該処理機の購入者、購入日、商品名、購入額および販売日を確認できる領収書を添付させるよう改めた。

## 8 高松市リサイクル推進員活動事業の実績確認を適正にすべきもの

### (1) 改善を要する事項

高松市リサイクル推進員活動事業(交付金交付対象事業)に係る補助事業等実績報告書には、その関係資料として収支決算書が添付されているものの、交付の対象となっていた事業の実施結果報告書など事業内容の実績を示した書類の添付がなく、補助の実績(効果)を客観的かつ明確に把握できない事務処理となっているので、今後は、交付金交付対象事業が完了したときは、高松市補助金等交付規則第8条その他の関係諸規定に基づき、各地区(校区)衛生組合協議会に対し、事業内容の具体的な実績を示した書類その他の実績報告書を提出させるよう指導すると

ともにこれらの関係書類により交付金交付対象事業の実績確認を適正に行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年6月9日）

リサイクル推進員活動事業の実績確認については、平成16年8月18日付けで、補助事業等実績報告書に、交付の対象となっていた事業の実施結果報告書など具体的な実績を示した書類を添付するよう改めた。

（環境部環境保全課）

9 高松市環境プラザの施設等使用許可手続を適正化すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市環境プラザでの実際の施設等の使用申請手続においては、申請先が高松市長のあて名になっていない様式を用いた使用申請書を適正なものとして受け付け、また、使用許可手続においては、使用許可書を交付せずに、使用許可をしているなど、高松市環境プラザ要綱の関係規定に沿った事務処理がされていないので、今後は、同要綱の規定改正を含め、実際の事務処理手続と要綱の関係規定の整合性を図るなど、適正な事務処理に改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月29日）

環境プラザの施設等使用許可手続については、平成16年9月9日付けで、環境プラザ使用申請簿への登録をもって使用を許可したものとすよう高松市環境プラザ要綱を改めた。

（環境部環境保全課）

10 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務は、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき事務処理すべきであるが、庶務課の休日勤務・時間外勤務命令簿では、時間外勤務の確認者以外の者が確認印を押印しているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、

適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年6月13日）

休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理については、平成18年5月31日付けで適正な内容に訂正した。

（総務部庶務課）

11 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令に関しては、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、適正に事務処理しなければならないが、公園緑地課の同命令簿では、時間外勤務の確認者による確認印が押印されていないものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年7月5日）

休日勤務・時間外勤務命令については、平成18年度から休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルの3に基づき、確認者に指名されるべき職員が確認印を押印するよう改めた。

（都市開発部公園緑地課）

12 収受文書の処理に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

補助金の交付申請者から提出された着手届等の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項ならびに別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、勅使町における電力柱・支線の撤去に係る使用公有財産返還届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、着手届等の文書を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年7月21日）

公有財産返還届等の收受文書について、受理に係る決裁を受けていないことについては、監査委員からの公表結果を踏まえ、平成18年度から関連する業務の文書について、供覧決裁を起し、適切な事務処理を行うよう改めた。

(土木部住宅課)

### 13 変更契約を適正にすべきもの

#### (1) 改善を要する事項

高松市契約事務処理要綱第63条では、工事等の施行中に設計変更等により契約金額の一部を変更する必要がある場合は、変更契約をするものと規定されているが、市営住宅空家改修工事のうち、工期内に変更契約を締結すべき事由が発生したにもかかわらず、設計変更等による変更契約を締結しないまま、別途、追加工事を発注しているものが見受けられたので、今後、同種の変更契約を締結すべき事由が発生した場合には、同規定に基づき、適正に変更契約を締結されたい。

#### (2) 措置された内容(措置通知日 平成18年7月21日)

市営住宅空家改修工事において、工期内に変更契約を締結すべき事由が発生したにもかかわらず、変更契約を締結しないまま、別途、追加工事を発注していたことについては、監査委員からの公表結果を踏まえ、今後、同様の事案が発生した場合には、高松市契約事務処理要綱に基づき、変更契約を締結し、適切な事務処理を行うよう改めた。

(土木部住宅課)

### 14 行政財産目的外使用許可に係る決裁行為等を適正にすべきもの

#### (1) 改善を要する事項

行政財産の目的外使用許可(内容変更を伴わない延長または更新の場合を除く。)に係る事案の決裁については、高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第1号の規定に基づき、財産活用課長等の審査を受けなければならないが、高松市上之町二丁目の上水道引込工事に係る行政財産の目的外使用許可伺決裁では、これらの審査を受けていないの

で、今後、同種の決裁を受けようとする場合には、関係諸規定に基づき、適正に事務処理されたい。

また、当該許可に伴って、高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定により行政財産使用許可台帳を調整しなければならないが、同台帳が調整されていないので、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年7月21日）

行政財産の目的外使用許可（内容変更を伴わない延長または更新の場合を除く。）に係る事案の決裁について、高松市文書規程に基づく財産活用課長等の審査を受けていないことについては、監査委員からの公表結果を踏まえ、以後同種の決裁については、財産活用課長等の審査を受けている。

また、当該許可に伴う高松市公有財産事務取扱規則の規定による行政財産使用許可台帳についても、平成18年度新規分から調整し、適切な事務処理を行うよう改めた。

（土木部住宅課）

第3 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 クリーン高松推進事業交付金の収支決算状況の確認について

(1) 意見を付した事項

各地区衛生組合協議会から提出されたクリーン高松推進事業交付金の補助事業等実績報告に係る収支決算書の一部に、収支項目の予算額と決算額が同額となっているものが見受けられた。

これらの収支決算書は、その信憑性に疑義を生じかねない記載内容となっているにもかかわらず、個々の収支状況に関する書類、帳簿等の関係書類の検査を十分に行わずに、適正なものとして精算手続がなされているので、今後は、必要に応じて、高松市補助金等交付規則等の関係諸規定に基づき、交付金の交付を受けた地区衛生組合協議会の収支状況関係書類の個々具体的な検査を行うなど、適正な事業執行状況の確認や精算手続がなされるよう、事務処理方法を見直されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年6月9日）

収支決算状況の確認について、協議会の収支決算書に記載された収支確認および精算行為について、平成16年度分から領収書の写しその他の関係書類を徴取するよう改めた。

（環境部環境保全課）

2 高松市環境プラザの施設利用促進について

(1) 意見を付した事項

平成15年7月に策定された新高松市行財政改革計画の重点取組項目の一つとして、市民の施設利用に係るニーズを把握し、施設の有効活用を図るとともに稼働率の向上を図ることを掲げ、施設利用者数等の向上に取り組むこととされているが、高松市環境プラザの来館者数その他の施設利用状況は、年々減少傾向にあり、施設利用者数等の向上への取組が十分になされていないように見受けられた。

今後は、高松市環境プラザの設置目的を踏まえ、環境問題への啓発と施設の有効利用の観点から、施設利用者数等の増加を図るため、出前講座を始めとする事業開催の機会を捉え、市民への施設利用の勧誘を行うなど、適時・適切かつ効果的に施設の利用促進を図り、利用者数等の向上に向けて、積極的に取組まれない。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年6月9日）

施設利用促進について、平成16年8月18日から、出前講座等の機会を捉えてPRに努めることとした。

（環境部環境保全課）